





金銭の受領をされる方（＝口座の名義人）が、代表権のない別会社や支店であるときは、委任状が必要です。

## 委任状

令和6年 4月 1日

まんのう町長 殿

委任者（債権者）

委任者の印は請求書等に使用する印（＝債権者登録で登録した印）を捺印ください。

・住所 仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう株式会社

・氏名 代表取締役 まんのう 太郎

まんのう  
株式  
会社 印

私は、まんのう町から支払われる金銭一切の受領を次の受取人に委任いたします。

法人名・役職名は、省略せず記入ください。

受任者（受取人）

・住所 仲多度郡まんのう町生間415番地1

まんのう株式会社 仲南支店

・氏名 支店長 仲南 一郎

まんのう  
株式会社  
仲南支店 印

委任状例：  
請求者が「まんのう株式会社 代表取締役」  
受取口座の名義が「マンノウ（カ チュウナンシテン）」  
で登録する場合、委任状はこのように作成ください。

※口座名義が債権者と同じとき（例：「マンノウ（カ）」）は、委任状は不要です。